令和８年度海外販路開拓・拡大支援事業費補助金募集要領

令 和 ８ 年 ４ 月 １ 日
商工観光労働部企業振興課

１　目的

意欲的に海外展開活動に取り組む県内事業者が国際展示会・商談会・物産展等へ出展するなど、販路開拓・拡大に取り組む際に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、海外との取引を開拓・拡大させ、外貨を稼ぐ企業を育成し、本県経済の活性化を図ることを目的とします。

２　事業内容等

（１）　補助対象者

海外販路開拓・拡大支援事業費補助金を申請する者は、以下の①～⑧の要件を全て満たす必要があり、補助金交付申請後や補助金の採択（交付決定）後に要件を満たさない事由が判明、発生した場合は補助金を交付しないこと、又は補助金の返還を求めることがあります。

① 県内に本店又は主たる事業所を有する者で、新規に海外販路開拓を行う取組、既存の海外販路を拡大するための取組を行う事業者であること。

※　「主たる事業所」とは、商業・法人登記簿、登記事項証明書、定款、規約等に記載されている法人の所在地又は事業活動の拠点としての主たる事業所。

② 製造業を主として営む者であること。

③ 中小企業支援法（昭和38年法律 147号）第２条第１項各号に規定する中小企業者であること。

④ 県税の滞納がないこと。

⑤ 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 321条の４及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

⑥ 構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第２条第１項に定める「風俗営業」及び同条第５項に定める「性風俗関連特殊営業」を営む者

でないこと。

（２）　補助対象事業及び補助率等

別表第１のとおり

（３）　事業実施期間

補助金の交付決定日以降令和９年３月 19 日までに実施されたものが対象となります。その間に、採択された補助事業を開始し、申請者が自ら支払までを全て完了した費用が補助の対象となります。

※　クレジットカードによる支払は、購入等が補助事業期間中であっても、口座からの引き落としが補助事業期間外であれば、期限内の確認がとれませんので、補助対象経費とはなりません。

3　申請・交付決定・補助金支払までの流れ

（１）　申請書の作成・補助金交付申請

補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）及び海外販路開拓・拡大支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定する交付申請書等の申請書類を作成し、県に提出（交付申請）してください。（必要書類の詳細は「４　交付申請手続等」を参照）

（２）　採択審査、採択・不採択の決定

県において、申請書類を審査し、採択（交付）又は不採択を決定し、通知します。

（３）　補助事業の実施

令和９年３月 19 日までに補助事業に要した経費の支払を全て完了し、補助事業を終了させます。

（４）　実績報告

補助事業の完了した日から起算して 30 日を経過する日又は令和９年４月 20 日のいずれか早い日までに補助事業完了後、事業実績書等を提出してください。

（５）　補助金額の確定の通知

県において、事業実績書等を確認し、事業完了と認めた場合、補助金の金額を確定して通知します。

（６）　補助金の請求及び支払

確定通知が届いたら、海外販路開拓・拡大支援事業費補助金請求書等を速やかに提出してください。

請求書に記載された銀行口座に補助金を振り込みます。請求書の右下に担当者氏名（フルネーム）及び連絡先を必ず記入してください。

4　交付申請手続等

（１）　申請期間

令和８年６月 15 日（月）から令和８年９月 30 日（水）午後５時（必着）

※　先着順で受付し、採択審査を行い、採択金額が予算の上限に達した時点（または令和８年９月 30 日（水））で終了します。

なお、受付状況については、下記９の問合せ先にお尋ねください。

（２）　提出書類

下記書類を１部提出してください。

①	補助金交付申請書	規則様式第１号
②	事業計画（実績）書	要綱様式第１号
③	収支予算（決算）書	要綱様式第２号
④	納税証明書（県税に未納がないことの証明） （交付申請日以前３か月以内のもの。写しでも可。）	県の証明書
⑤	個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書 （交付申請日以前６か月以内のもの）	要綱様式第３号
⑥	誓約書（暴力団関係）	要綱様式第４号
⑦	履歴又は現在事項全部証明書 （交付申請日以前３ヶ月以内のもの。写しでも可。）	ー
⑧	直近２期分の決算関係書類　（損益計算書、貸借対照表等）	任意様式
⑨	会社の事業概要が確認できる資料（パンフレット等）	任意様式

※　提出書類への社印、代表社印の押印は不要です。

（３）　提出方法等

・提出方法　郵送または持参

※　郵送の場合、必ず配達証明等の配送記録が残る方法を利用してください。

・提 出 先　〒880-8501　宮崎市橘通東２－10－１　宮崎県庁８号館４階

宮崎県商工観光労働部企業振興課企業成長推進担当

（４）　申請に関する留意点

①　様式は宮崎県企業振興課のホームページからダウンロードしてください。

②　原則Ａ４サイズでの提出をお願いします。

③　虚偽の記載をした場合は、無効とします。

④　不備がある場合は、審査対象とならないことがあります。

⑤　提出に関する費用は、応募者の負担とします。

また、提出された書類等は返却しませんので、原本の控えをお備えください。

⑥　応募期間終了後は受理できません。

⑦　同一の事業経費に対して県や国、市町村等の補助金、助成金等を受けていること又は受けることが決定している場合は応募できません。

５　採択審査、採択・不採択の決定

（１）　審査の方法

必要書類等について全て整った申請から順に受け付け、審査を行います。

審査に当たっては、申請書等の内容をもとに、次表の基準に照らして確認を行い、採択（交付）・不採択を決定します。

なお、審査の経過等に関する問い合わせ（不採択の理由等）には一切応じることはできません。

	評価基準	評価ポイント
①	申請事業者の妥当性	海外に向けた経済活動に積極的に取り組む意思を持っているか。
②	事業計画の妥当性	・事業内容が補助対象として適しているか。

		・事業計画が具体的かつ明確なもので十分に達成可能なものとなっているか。 ・事業を実施する際に必要となる経費の積算が妥当かつ具体的であるか。
③	地域経済への波及効果・県内企業への影響	・申請事業者が海外販路を開拓・拡大することにより、生産・流通・販売等地域経済への経済的波及効果が認められるか。 ・申請事業者の海外販路開拓・拡大の取組が、これから海外販路開拓・拡大を目指す県内企業の模範となるか。

（２） 採択（交付）決定に関する注意事項

上記（１）で採択された申請者に対して補助金の交付決定を行います。

補助金の交付決定額は、補助の限度額を示すものであり、補助金の支払額を確約するものではありません（交付決定額＝支払決定額ではありません。）。補助金の交付額は、事業完了後の実績報告に基づいて計算し、補助金の交付決定額を上限として確定します。

また、支出した経費が申請額を超えた場合あるいは超えることが見込まれる場合にあっても、通知した補助金交付決定額を増額することはありません。

6 補助事業における留意事項

（１） 一件の発注ごとに、見積りから発注、納品、支払に至るまでの証拠書類が必要になります。証拠書類は他の経理と明確に区分して整理してください。補助事業終了後の確定検査において、適正な証拠書類が確認できない場合は、当該経費は補助対象外になります。

※ 証拠書類とは、見積書、発注書、契約書（請書）、納品書、検収調書、請求書、銀行振込伝票、事業の内容を明らかにする資料・写真等のことを指します。

（２） 発注先の選定においては、一件の発注ごとに、競争入札の実施又は複数の業者から見積書を徴収してください。申請書に添付する見積書についても同様ですが、交付決定後も見積金額に変更がない場合は、交付決定後の再度の見積徴収は必要ありません。

※ １件の金額が 20 万円未満（税込）の場合は、１者の見積書でも可とします。

※ １件の金額が５万円未満（税込）の場合は、見積書を省略することができます。

ただし、申請時点においては、積算根拠となる資料を添付してください。

※ 発注する契約内容の性質上、複数の者から見積書を徴収することが困難な場合は、その具体的な理由を明記した書類（様式任意）を作成し、事業計画書、事業実績書に添付してください。

（３） 旅費の補助対象人数は、一つの出張について原則１名とします。

また、旅程に補助対象外経費が含まれる場合は、用務の実態等を踏まえ、按分等の方式により、補助対象経費と補助対象外経費に区分してください。

※ 交通費は、最も経済的かつ合理的な経路で公共交通機関を利用した場合の運賃を交付対象とします。最下級又は最も低廉な区分の等級の利用を原則としますが、客観的資料により、当該利用時の最下級又は最も低廉な区分の運賃が確認できる場合に限り、上位等級利用時も当該最下級又は最も低廉な区分の運賃を上限として交付対象とします。

※ 宿泊料については、原則展示会・物産展・商談会等の開始日前日から終了日までの宿

泊費とし、１泊あたり上限費用は別表第２及び別表第３のとおりとします。

（４） 以下の経費は補助対象となりませんので、御注意ください。

① 補助金交付決定日より前に発注、契約等を行ったもの
ただし、補助事業期間内に開催される商談会等で交付決定日より前に申込期限が到来するものはこの限りではありません（ただし、採択審査において不採択となる場合もありますので十分御注意ください）。

② 補助事業に関係のない活動のための経費

③ 自社の人件費、事務所の家賃、光熱水費等、他の経費と明確に区分できない経費

④ 金融機関等への振込手数料

⑤ 租税公課

⑥ 商品券、クーポン、ポイント、仮想通貨等、法定通貨以外で支払ったもの

⑦ 補助事業期間の終期である令和９年３月 19 日より後に支払を行ったもの

⑧ その他社会通念上、適当でないと認められる経費

（５） 帳簿及び証拠書類（原本）は、補助事業の完了年度の終了後５年間、監査要求等があったときは、いつでも閲覧できるように保存しておかなければなりません。

7 実績報告

（１） 事業完了に係る報告

補助事業の完了した日から起算して 30 日を経過する日又は令和９年４月 20 日（月）のいずれか早い日までに事業実績書（要綱様式第１号）、収支決算書（要綱様式第２号）及び証拠書類（支出の事実を証明する書類（領収書等）、事業の実施を証明する書類（写真等））を提出してください。

なお、必要に応じて、実地検査を受けていただく場合があります。

（２） 事業成果に係る報告

補助事業の完了した日の属する会計年度の翌々年度まで、各年度終了後に、補助事業等に係る成果（取引成立件数等）について、事業成果報告書（別紙）を提出してください。

8 補助金請求及び支払

補助金の支払は、補助事業終了後の精算払となります。

事業実績書等の審査により交付決定及び交付条件に適合していると判断したものについてのみ、交付額の確定通知を送付します。確定通知が届いたら、請求書（要綱様式第８号）及び自社の銀行口座の通帳の表紙及び見開きの頁の写しを提出してください（請求書に記載された銀行口座に確定した金額の補助金を振り込みます）。

なお、審査において補助事業の証拠書類に不備や不足が認められる場合には、補助対象外経費として取り扱います。

また、申請書の事業計画、実績報告書、実際の事業結果、それぞれについて相違があると認められる場合には、補助対象外となりますので、証拠書類等の整理には十分御留意ください。

９　お問合せ先

宮崎県商工観光労働部企業振興課　企業成長推進担当

〒880-8501　宮崎市橘通東２－10－１　宮崎県庁８号館４階

電話番号：0985-26-7114（月～金曜日　午前８時 30 分～午後５時 15 分　※祝日を除く）

メール：kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp

別表第１

補助対象経費	事業者区分	補助額又は補助率
意欲的に海外展開活動に取り組む県内事業者が国際展示会・商談会・物産展等へ出展する際に要する次の経費 〇ブース出展料・会場借上料 〇機器・設備等のリース料・レンタル料 〇通訳料・翻訳料 〇渡航費（旅費） 〇展示品輸送費 〇販促ツール作成費 〇商品開発費	（１） 新規に海外展開に取り組む県内事業者	補助率 ３分の２以内 補助上限額 25万円
	（２） 既存の海外展開を拡大させる県内事業者	補助率 ２分の１以内 補助上限額 20万円

※　補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

※　第三者に業務委託等を行う場合、委託先は県内事業者への発注を原則とし、県外事業者へ発注する場合は、別途理由書（任意様式）を提出してください。また、委託契約締結の際は、委託内容、金額等を明記してください。実績報告時には、受託者の成果物の写し等を提出していただく必要があります。

※　販促ツール作成費及び商品開発費は、国際展示会・商談会・物産展等への出展に伴い使用する場合に限り、補助対象経費となります。

【事業者区分について】

以下の①～③の判断ポイントを基に事業者区分（新規・既存）を判断する。

①　補助事業の輸出対象国における自社製品の輸出実績（３年以上）があるか

※　輸出実績は、実際に輸出を行っていた月（輸出許可通知書に記載された出発予定年月日を基準とする。）の累計とする。輸出期間の断続に関わらず、実績として輸出していた月を合算し、その合計が３年（36 月分）に達したかどうかで判断する。

※　既に輸出実績（３年以上）がある輸出対象国と、補助事業の輸出対象国が異なる場合は、補助対象となる。

②　本事業補助金の交付実績があるか

※　２回以上交付実績がある場合は補助対象外。

※　前身事業である「ものづくり企業海外販路開拓・拡大支援事業費補助金」を含む。

③　自社製品等の輸出を目的とした国際展示会・商談会・物産展等への出展（３年以内）があるか

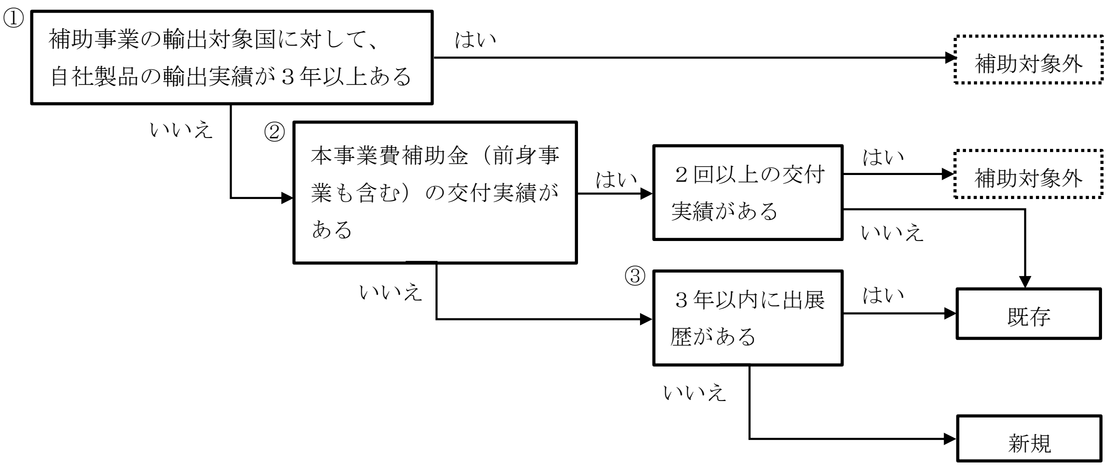

別表第２

区分	宿泊費基準額（１夜につき）
北海道	15,000円
青森県	12,000円
岩手県	10,000円
宮城県	12,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	9,000円
茨城県	11,000円
栃木県	11,000円
群馬県	12,000円
埼玉県	16,000円
千葉県	17,000円
東京都	21,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	10,000円
福井県	10,000円
山梨県	13,000円
長野県	13,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	12,000円
愛知県	12,000円
三重県	12,000円

区分	宿泊費基準額（１夜につき）
滋賀県	11,000円
京都府	20,000円
大阪府	16,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	12,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	9,000円
島根県	12,000円
岡山県	14,000円
広島県	14,000円
山口県	9,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	12,000円
高知県	12,000円
福岡県	17,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	13,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	11,000円
鹿児島県	11,000円
沖縄県	12,000円

別表第３

地域	国名	地名	宿泊費基準額 （１夜につき）
アジア	インド	ニューデリー	22,000円
		コルカタ	12,000円
		チェンナイ	13,000円
		ベンガルール	19,000円
		ムンバイ	22,000円
		その他の地	14,000円
	インドネシア	ジャカルタ	17,000円
		スラバヤ	11,000円
		デンパサール	12,000円
		メダン	9,000円
		その他の地	13,000円
	カンボジア	プノンペン	21,000円
		その他の地	21,000円
	シンガポール	シンガポール	35,000円
		その他の地	34,000円
	スリランカ	コロンボ	23,000円
		その他の地	22,000円
	タイ	バンコク	23,000円
		チェンマイ	19,000円
		その他の地	19,000円
	大韓民国	ソウル	29,000円
		済州	24,000円
		釜山	18,000円
		その他の地	23,000円
	中華人民共和国	北京	18,000円
		広州	17,000円
		上海	17,000円
		重慶	13,000円
		瀋陽	9,000円
		青島	12,000円
		香港	30,000円
		その他の地	17,000円
	ネパール	カトマンズ	12,000円
		その他の地	12,000円
	パキスタン	イスラマバード	32,000円
		カラチ	32,000円
		その他の地	35,000円
	バングラデシュ	ダッカ	38,000円
		その他の地	27,000円
	東ティモール	ディリ	19,000円
		その他の地	19,000円
	フィリピン	マニラ	23,000円
		セブ	31,000円
		ダバオ	22,000円
		その他の地	22,000円
	ブルネイ	バンダルスリブガワン	29,000円
		その他の地	20,000円
	ベトナム	ハノイ	15,000円
		ダナン	14,000円
		ホーチミン	15,000円

アジア	ベトナム	その他の地	14,000円
	マレーシア	クアラルンプール	15,000円
		ペナン	14,000円
		その他の地	16,000円
	ミャンマー	ヤンゴン	17,000円
		その他の地	19,000円
	モルディブ	マレ	54,000円
		その他の地	54,000円
	モンゴル	ウランバートル	24,000円
		その他の地	24,000円
	ラオス	ビエンチャン	17,000円
		その他の地	17,000円
	その他の国		17,000円
大洋州	オーストラリア	キャンベラ	27,000円
		シドニー	29,000円
		パース	29,000円
		ブリスベン	28,000円
		メルボルン	26,000円
		その他の地	26,000円
	キリバス	タラワ	26,000円
		その他の地	26,000円
	サモア	アピア	26,000円
		その他の地	26,000円
	ソロモン	ホニアラ	25,000円
		その他の地	26,000円
	トンガ	ヌクアロファ	26,000円
		その他の地	26,000円
	ニュージーランド	ウェリントン	24,000円
		オークランド	27,000円
		その他の地	24,000円
	バヌアツ	ポートビラ	26,000円
		その他の地	26,000円
	パプアニューギニア	ポートモレスビー	38,000円
		その他の地	38,000円
	パラオ	コロール	26,000円
		その他の地	26,000円
	フィジー	スバ	31,000円
		その他の地	34,000円
	マーシャル	マジュロ	26,000円
		その他の地	26,000円
	ミクロネシア	コロニア	26,000円
		その他の地	26,000円
	その他の国		25,000円
北米	アメリカ合衆国	ワシントン	58,000円
		アトランタ	36,000円
		サンフランシスコ	49,000円
		シアトル	43,000円
		シカゴ	44,000円
		デトロイト	49,000円
		デンバー	36,000円
		ナッシュビル	36,000円
		ニューヨーク	64,000円
		ハガッニャ	30,000円

北米	アメリカ合衆国	ヒューストン	29,000円
		ボストン	59,000円
		ホノルル	47,000円
		マイアミ	39,000円
		ロサンゼルス	42,000円
		その他の地	39,000円
	カナダ	オタワ	34,000円
		カルガリー	33,000円
		トロント	49,000円
		バンクーバー	49,000円
		モントリオール	36,000円
		その他の地	36,000円
	その他の国		39,000円
中南米	アルゼンチン	ブエノスアイレス	25,000円
		その他の地	23,000円
	ウルグアイ	モンテビデオ	22,000円
		その他の地	23,000円
	エクアドル	キト	27,000円
		その他の地	24,000円
	エルサルバドル	サンサルバドル	30,000円
		その他の地	30,000円
	キューバ	ハバナ	14,000円
		その他の地	14,000円
	グアテマラ	グアテマラ	34,000円
		その他の地	32,000円
	コスタリカ	サンホセ	25,000円
		その他の地	29,000円
	コロンビア	ボゴタ	21,000円
		その他の地	21,000円
	ジャマイカ	キングストン	52,000円
		その他の地	54,000円
	チリ	サンティアゴ	26,000円
		その他の地	25,000円
	ドミニカ共和国	サントドミンゴ	34,000円
		その他の地	33,000円
	トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	44,000円
		その他の地	39,000円
	ニカラグア	マナグア	14,000円
		その他の地	14,000円
	ハイチ	ポルトープランス	18,000円
		その他の地	18,000円
	パナマ	パナマ	23,000円
		その他の地	23,000円
	パラグアイ	アスンシオン	19,000円
		その他の地	19,000円
	バルバドス	ブリッジタウン	47,000円
		その他の地	64,000円
	ブラジル	ブラジリア	16,000円
		クリチバ	12,000円
		サンパウロ	20,000円
		マナウス	11,000円
		リオデジャネイロ	19,000円
		レシフェ	15,000円

中南米	ブラジル	その他の地	12,000円
	ベネズエラ	カラカス	36,000円
		その他の地	36,000円
	ペルー	リマ	23,000円
		その他の地	22,000円
	ボリビア	ラパス	17,000円
		その他の地	17,000円
	ホンジュラス	テグシガルパ	34,000円
		その他の地	34,000円
	メキシコ	メキシコ	19,000円
		レオン	17,000円
		その他の地	19,000円
	その他の国		14,000円
欧州	アイスランド	レイキャビク	47,000円
		その他の地	47,000円
	アイルランド	ダブリン	36,000円
		その他の地	35,000円
	アゼルバイジャン	バクー	25,000円
		その他の地	36,000円
	アルバニア	ティラナ	19,000円
		その他の地	19,000円
	アルメニア	エレバン	27,000円
		その他の地	30,000円
	イタリア	ローマ	30,000円
		ミラノ	31,000円
		その他の地	24,000円
	ウクライナ	キーウ	26,000円
		その他の地	26,000円
	ウズベキスタン	タシケント	22,000円
		その他の地	22,000円
	英国	ロンドン	47,000円
		エディンバラ	39,000円
		その他の地	33,000円
	エストニア	タリン	19,000円
		その他の地	23,000円
	オーストリア	ウィーン	27,000円
		その他の地	24,000円
	オランダ	ハーグ	27,000円
		その他の地	25,000円
	カザフスタン	アスタナ	30,000円
		その他の地	30,000円
	北マケドニア	スコピエ	24,000円
		その他の地	24,000円
	キプロス	ニコシア	35,000円
		その他の地	31,000円
	ギリシャ	アテネ	30,000円
		その他の地	27,000円
	キルギス	ビシュケク	15,000円
		その他の地	23,000円
	クロアチア	ザグレブ	24,000円
		その他の地	26,000円
	ジョージア	トビリシ	22,000円
		その他の地	22,000円

欧州	スイス	ベルン	33,000円
		ジュネーブ	40,000円
		その他の地	33,000円
	スウェーデン	ストックホルム	34,000円
		その他の地	27,000円
	スペイン	マドリード	36,000円
		バルセロナ	34,000円
		その他の地	24,000円
	スロバキア	ブラチスラバ	22,000円
		その他の地	19,000円
	スロベニア	リュブリャナ	25,000円
		その他の地	23,000円
	セルビア	ベオグラード	28,000円
		その他の地	21,000円
	タジキスタン	ドゥシャンベ	23,000円
		その他の地	23,000円
	チェコ	プラハ	19,000円
		その他の地	19,000円
	デンマーク	コペンハーゲン	34,000円
		その他の地	34,000円
	ドイツ	ベルリン	26,000円
		デュッセルドルフ	23,000円
		ハンブルク	27,000円
		フランクフルト	20,000円
		ミュンヘン	24,000円
		その他の地	21,000円
	トルクメニスタン	アシガバット	23,000円
		その他の地	23,000円
	ノルウェー	オスロ	33,000円
		その他の地	30,000円
	バチカン	バチカン	30,000円
		その他の地	30,000円
	ハンガリー	ブダペスト	21,000円
		その他の地	20,000円
	フィンランド	ヘルシンキ	29,000円
		その他の地	26,000円
	フランス	パリ	38,000円
		ストラスブール	27,000円
		マルセイユ	25,000円
		その他の地	26,000円
	ブルガリア	ソフィア	20,000円
		その他の地	19,000円
	ベラルーシ	ミンスク	26,000円
		その他の地	26,000円
	ベルギー	ブリュッセル	36,000円
		その他の地	26,000円
	ポーランド	ワルシャワ	21,000円
		その他の地	15,000円
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ	23,000円
		その他の地	21,000円
	ポルトガル	リスボン	30,000円
		その他の地	24,000円
	モルドバ	キシナウ	22,000円

欧州	モルドバ	その他の地	22,000円
	ラトビア	リガ	20,000円
		その他の地	19,000円
	リトアニア	ビリニュス	20,000円
		その他の地	20,000円
	ルーマニア	ブカレスト	26,000円
		その他の地	17,000円
	ルクセンブルク	ルクセンブルク	35,000円
		その他の地	31,000円
	ロシア	モスクワ	26,000円
		ウラジオストク	26,000円
		サンクトペテルブルク	26,000円
		ハバロフスク	26,000円
		ユジノサハリンスク	26,000円
		その他の地	26,000円
	その他の国		23,000円
中東	アフガニスタン	カブール	28,000円
		その他の地	28,000円
	アラブ首長国連邦	アブダビ	30,000円
		ドバイ	25,000円
		その他の地	24,000円
	イエメン	サヌア	28,000円
		その他の地	28,000円
	イスラエル	テルアビブ	34,000円
		その他の地	32,000円
	イラク	バグダッド	28,000円
		その他の地	26,000円
	イラン	テヘラン	28,000円
		その他の地	28,000円
	オマーン	マスカット	14,000円
		その他の地	27,000円
	カタール	ドーハ	17,000円
		その他の地	23,000円
	クウェート	クウェート	43,000円
		その他の地	43,000円
	サウジアラビア	リヤド	43,000円
		ジッダ	24,000円
		その他の地	39,000円
	シリア	ダマスカス	28,000円
		その他の地	28,000円
	トルコ	アンカラ	15,000円
		イスタンブール	23,000円
		その他の地	21,000円
	バーレーン	マナーマ	22,000円
		その他の地	22,000円
	ヨルダン	アンマン	21,000円
		その他の地	21,000円
	レバノン	ベイルート	21,000円
		その他の地	21,000円
	その他の国		26,000円
アフリカ	アルジェリア	アルジェ	38,000円
		その他の地	37,000円
	アンゴラ	ルアンダ	45,000円

アフリカ	アンゴラ	その他の地	45,000円
	ウガンダ	カンパラ	30,000円
		その他の地	34,000円
	エジプト	カイロ	31,000円
		その他の地	30,000円
	エチオピア	アディスアベバ	18,000円
		その他の地	20,000円
	エリトリア	アスマラ	25,000円
		その他の地	25,000円
	ガーナ	アクラ	34,000円
		その他の地	34,000円
	ガボン	リーブルビル	32,000円
		その他の地	25,000円
	カメルーン	ヤウンデ	27,000円
		その他の地	27,000円
	ギニア	コナクリ	25,000円
		その他の地	25,000円
	ケニア	ナイロビ	26,000円
		その他の地	31,000円
	コートジボワール	アビジャン	29,000円
		その他の地	29,000円
	コンゴ民主共和国	キンシャサ	37,000円
		その他の地	37,000円
	ザンビア	ルサカ	36,000円
		その他の地	32,000円
	ジブチ	ジブチ	29,000円
		その他の地	41,000円
	ジンバブエ	ハラレ	45,000円
		その他の地	38,000円
	スーダン	ハルツーム	26,000円
		その他の地	26,000円
	セーシェル	ビクトリア	33,000円
		その他の地	33,000円
	セネガル	ダカール	39,000円
		その他の地	39,000円
	タンザニア	ダルエスサラーム	24,000円
		その他の地	28,000円
	チュニジア	チュニス	29,000円
		その他の地	32,000円
	ナイジェリア	アブジャ	31,000円
		その他の地	41,000円
	ナミビア	ウィントフック	19,000円
		その他の地	22,000円
	ブルキナファソ	ワガドゥグー	30,000円
		その他の地	30,000円
	ベナン	コトヌ	37,000円
		その他の地	37,000円
	ボツワナ	ハボローネ	21,000円
		その他の地	21,000円
	マダガスカル	アンタナナリボ	24,000円
		その他の地	31,000円
	マラウイ	リロングウェ	24,000円
		その他の地	24,000円

アフリカ	マリ	バマコ	26,000円
		その他の地	26,000円
	南アフリカ共和国	プレトリア	16,000円
		その他の地	23,000円
	南スーダン	ジュバ	26,000円
		その他の地	26,000円
	モーリシャス	ポートルイス	44,000円
		その他の地	42,000円
	モーリタニア	ヌアクショット	16,000円
		その他の地	16,000円
	モザンビーク	マプト	20,000円
		その他の地	21,000円
	モロッコ	ラバト	20,000円
		その他の地	20,000円
	リビア	トリポリ	26,000円
		その他の地	26,000円
	ルワンダ	キガリ	30,000円
		その他の地	30,000円
	その他の国		25,000円
その他の地域			24,000円

別紙

年　　月　　日

宮崎県知事　　　　　　　殿

住　所
名　称
代表者職・氏名

令和　年度海外販路開拓・拡大支援事業費補助金に係る事業成果報告書

年　　月　　日付け　　　　　　で交付決定のあった標記補助事業について、事業の実施に係る成果を下記のとおり報告します。

記

1　補助事業を実施したことによる取引成立件数
________（件）

2　取引成立の内容（詳細）